

子育て支援施設・地域包括支援センター

商業施設・学校 の開発・建築を計画しているみなさまへ

本市では、平成29年3月31日に、都市再生特別措置法に基づく「都市機能誘導区域に関する春日井市立地適正化計画」を策定し、公表しました。

計画は、人口減少や高齢化が進展した社会においても、持続可能な都市経営を行うことができるよう将来を見据えて取り組むものです。

これに伴い、計画に位置づけた誘導施設の都市機能誘導区域（裏面参照）外での建築行為等において、市への届出が必要となります。

届出の目的

届出は、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第108条第1項）

都市機能誘導区域外で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。※軽易な行為など届出を要しない場合があります。

【開発行為】

➤誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【建築行為等】

➤誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

➤建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合

➤建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

〔都市機能誘導区域・誘導施設に関する届出のイメージ〕

立地適正化計画の対象区域（春日井市全域）

○×周辺 都市機能誘導区域

誘導施設：スーパー

届出不要



□△周辺 都市機能誘導区域

誘導施設：子育て施設

届出必要

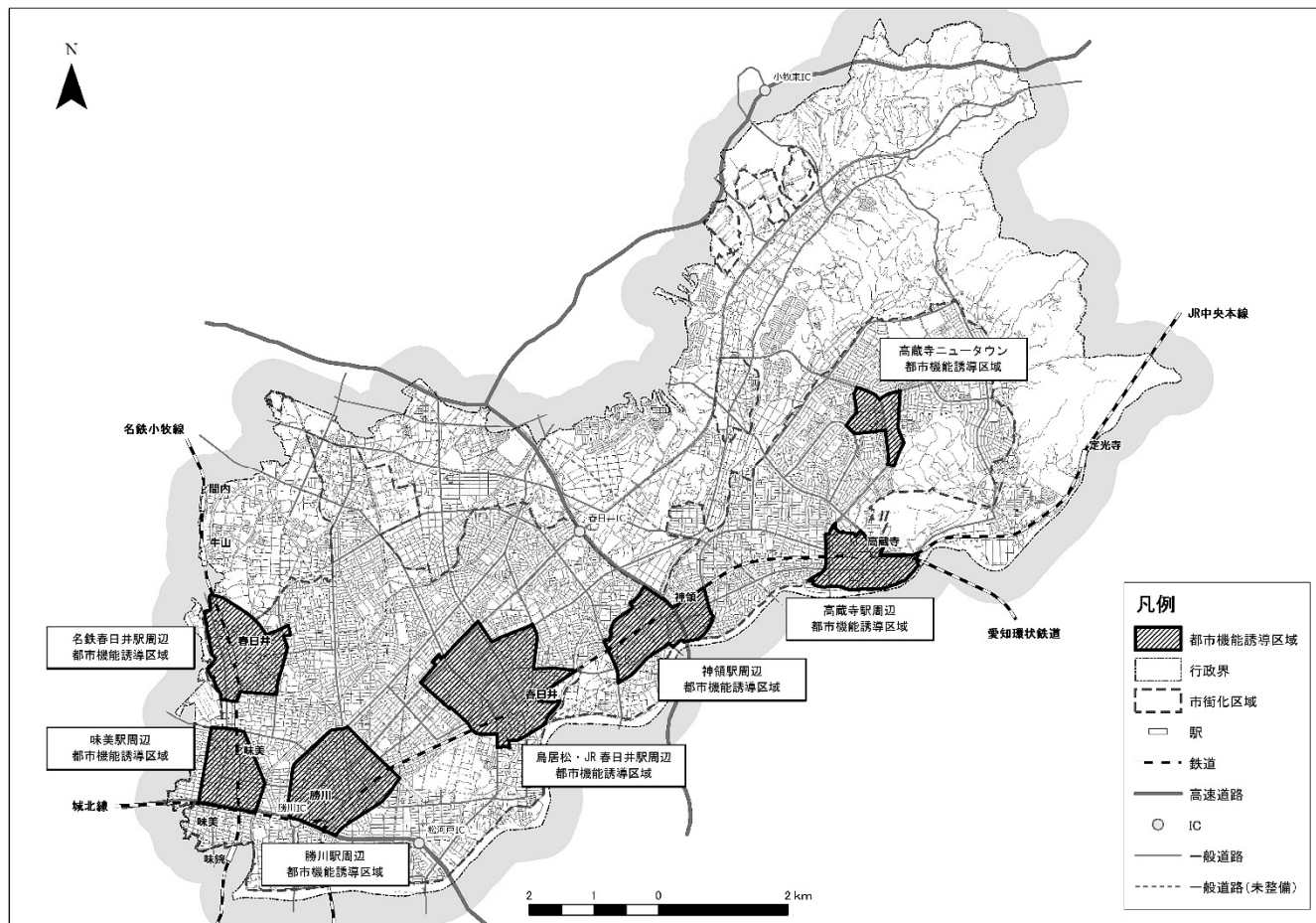


届出必要



都市機能誘導区域・誘導施設 (都市再生特別措置法第81条第2項第3号)

都市機能誘導区域



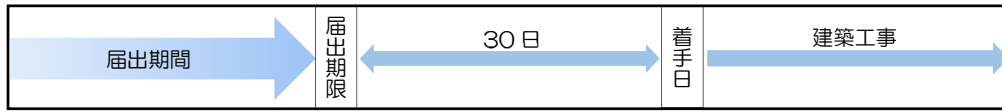
※都市機能誘導区域の詳細は別途ご確認ください

誘導施設

具体的な施設	定義	誘導する区域
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	高蔵寺ニュータウン
子育て支援事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	全ての都市機能誘導区域
一時預かり事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所	
食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,500㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食料品を取扱うもの	神領駅周辺 名鉄春日井駅周辺
大学	学校教育法第1条に規定する大学	鳥居松・JR春日井駅周辺 勝川駅周辺
専門学校	学校教育法第124条に規定する専修学校	神領駅周辺 高蔵寺駅周辺
図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	高蔵寺ニュータウン

届出の時期（都市再生特別措置法第108条第1項・第2項）

届出は、開発行為等に着手する30日前までに必要となります。なお、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。



届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

【開発行為の場合】

➤届出書 ……………**様式 1**（都市再生特別措置法施行規則 様式第18）

➤添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

➤届出書 ……………**様式 2**（都市再生特別措置法施行規則 様式第19）

➤添付図書

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

【上記2つの届出内容を変更する場合】

➤届出書 ……………**様式 3**（都市再生特別措置法施行規則 様式第20）

➤添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

（問い合わせ先） まちづくり推進部 都市政策課 都市計画担当 電話0568-85-6264